

別紙2

都市公園における自動販売機の設置許可条件

富士見市を以下「甲」、〇〇〇〇を以下「乙」とする。

(許可物件)

1 許可物件は、次のとおりとする。

公園名称	占用面積幅×奥行 (mm)	台数
文化の杜公園	1500×1000	1台
谷津の森公園	1500×1000	1台
勝瀬原記念公園	1500×1000	1台
南むさしの公園	1500×1000	1台
つるせ西ゆうゆうの丘公園	1500×1000	1台
上沢公園	1500×1000	1台
つるせ台公園	1500×1000	1台

(用途の指定等)

- 2 乙は、許可物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）のために自ら使用しなければならない。
- 3 乙は、許可物件を指定用途に供するに当たっては、都市公園における自動販売機の設置許可条件及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

(許可期間)

4 許可期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(許可の更新)

5 前4に定める許可期間満了時において、この許可の更新は行わず、許可期間の延長も行わないものとする。

(占用料の額)

6 占用料は、年額 金〇円とする。

(占用料の支払)

7 乙は、前6の占用料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第1年次（令和5年度）	〇円	設置許可の際
第2年次（令和6年度）	〇円	令和6年4月19日
第3年次（令和7年度）	〇円	令和7年4月18日

第4年次（令和8年度）	○円	令和8年4月17日
第5年次（令和9年度）	○円	令和9年4月16日

（電気料及びその支払方法）

- 8 乙は、電気事業者に直接支払うこととする。
- 9 引込柱の設置等、自動販売機までの配線に要する経費、移転費その他一切の費用は、乙の負担とする。

（費用負担）

- 10 自動販売機及び子メーター等の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（督促等）

- 11 乙が前7の納入期限までに使用料を支払わないとき、甲が督促をした後、相当の期間が経過してもなお使用料を支払わないときは、甲は、富士見市都市公園条例第31条第5項に基づき、徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処するとともに、許可を取り消しすることができるものとする。

（業務遂行の責任者）

- 12 乙は、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

（善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限）

- 13 乙は、善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。
- 14 乙は、許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申出を行い、甲の承認を得なければならない。
- 15 甲は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により乙に通知するものとする。

（維持補修等）

- 16 許可物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、甲は、許可物件の維持補修の責を負わないものとする。

（毀損等の報告）

- 17 乙は、許可物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。
- 18 乙は、その責めに帰すべき事由により、許可物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において許可物件を原状に回復しなければならない。

(現状変更等の禁止)

- 19 乙は、公園の現状を変更してはならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 20 乙は、当該設置事業者以外の者に自動販売機の設置許可を受けた場所を使用させてはならない。
- 21 前20に定めるもののほか、乙は、設置物件を他の者に譲渡し、若しくは貸与し又は担保に供してはならない。

(実地調査)

- 22 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地の調査をすることができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

- 23 乙は、この許可の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。
- 24 乙は、前12により通知した内容又はこの許可に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

- 25 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。
- 26 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

- 27 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(甲の催告による取り消し)

- 28 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの許可を取り消しすることができる。
- (1) 乙が前2、3の事項に違反したとき。
- (2) その他乙がこの許可条件に違反したとき。

(甲の催告によらない取り消し)

- 29 甲は、乙が次の事項のいずれかに該当するときは、直ちにこの許可を取り消しすることができる。
- (1) 甲又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため許可物件を必要と

するとき。

- (2) 乙が、この許可に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 乙が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (5) 乙が、甲の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の社会的信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が許可を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 許可物件及び許可物件が所在する都市公園の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本許可を受ける事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、甲が乙に当該業務の実施について解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となったとき。
- (11) 前(1)から(10)のほか、乙がこの許可条件に違反し、その違反によってこの許可の目的を達することができないとき。

(損害賠償)

- 30 乙は、その責めに帰すべき事由により許可物件の全部または一部を滅失し、また、毀損した場合は、当該滅失又は、毀損による許可物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければな

らない。ただし、前18により許可物件を原状に回復したときは、この限りではない。

- 31 前30の場合のほか、乙がこの許可に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(許可物件の返還)

- 32 前4の許可期間が満了した場合、又は前28、29によりこの許可が取り消された場合は、乙は、許可物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(占用料の返還等)

- 33 甲は、前28、29により、この許可を取り消した場合において、既納の占用料は返還しない。ただし、前29(1)の理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。
- 34 前28、29により、この許可を取り消したときは、取り消しにより乙に損害があっても甲は損害を賠償する責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 35 乙は、前28により許可物件を返還する場合、許可物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(返還金の相殺)

- 36 甲は、前33により占用料を返還する場合において、乙が前30、31に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する占用料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

- 37 この許可条件に定めのない事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。